

府中市告示第 29 号 平成 7 年 4 月 1 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定により、建築基準法第 3 章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員 4 メートル未満の道で、同条第 1 項の道路とみなす道を次のように指定する。

- 1 建築基準法第 3 章の規定が適用されるに至った際（以下「基準時」という。）現に存在する幅員 4 メートル未満 2.7 メートル以上の道で、一般の交通の用に使用されており、道路の形態が整い、道路敷地が明確であるもの。
- 2 旧市街地建築物法（大正 8 年法律第 37 号）の規定により、昭和 5 年 1 月 1 日以降指定された建築線（非常用建築線を除く。）間の道の幅員が 4 メートル未満 1.8 メートル以上のもの。
- 3 基準時において、現に存在する幅員 4 メートル未満 1.8 メートル以上の道で、一般の交通に使用されており、その中心線が明確であり、基準時に、その道のみ接する建築敷地があるもの。ただし、その道の延長が 35 メートル以上の袋地状の道で、避難又は通行の安全上、その道の周囲の土地の状況等により、終端付近に通り抜け道路の位置指定、自動車回転広場、非常用通路等いずれかの設置を必要と認める状態にある場合で、別に指定した部分を除く。
- 4 前項ただし書にいう道の部分で、当該ただし書に規定する必要と認める処置を完了したものは、この告示により指定した道路とみなす。